

身体拘束等適正化のための指針

有限会社えがお

(当法人における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 有限会社えがお(以下、「事業者」という。)は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき、利用者の身体的拘束等を原則禁止します。また、身体的拘束等の廃止は本人の尊厳を回復し、悪循環を止め虐待防止において欠くことのできない取り組みとなります。

2 事業者は、身体的拘束防止に関し、以下の方針を定め、すべての従業者に周知を図ります。

- ① 身体拘束は廃止すべきものであること。
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力をすること。
- ③ 安易に「やむを得ない」という思考で身体拘束を行わないこと。
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしないこと。
- ⑤ 身体拘束を行わないための創意工夫を怠らないこと。
- ⑥ ご利用者の人権を最優先に考えること。
- ⑦ やむを得ず身体拘束を行なう場合、ご利用者、家族に丁寧に説明を行うこと。
- ⑧ 常に「身体拘束ゼロ」を目指すこと。

(虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項について)

第2条 事業者は、虐待防止および身体拘束適正化を目的として、虐待防止委員会(以下、「事業者委員会」という。)を設置します。また、事業所内にも同様に虐待防止委員会(以下、「委員会」)を設置します。

2 事業者委員会は、年2回以上、定期的開催し、次のことを検討、協議します。

- (1) 虐待の未然防止のために就業規則および虐待防止委員会規定の虐待に関する規定、身体拘束等の排除マニュアル等を確認し、必要に応じて見直します。
- (2) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討および身体拘束が身体拘束等の排除マニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているか確認します。
- (3) 事業者の年間研修計画に沿った研修および必要な教育の内容および実施状況を確認します。

3 委員会は4カ月に1回以上、定期的開催し、次のことを検討、協議します。なお、小規模多機能型居宅介護は運営推進会議と同日に開催することも可とします。

- (1) 事業者の年間研修計画に沿って、研修および必要な教育を実施します。
- (2) 日常的ケアをモニタリングし、ご利用者の人権を尊重した適切なケアが行われているか確認します。
- (3) 虐待防止チェックリスト等を活用し、虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査を

行い、検討および対策を講じます。

- (4) 虐待が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を検討して実施します。
- (5) 身体拘束が発生した場合、身体拘束等の排除マニュアルに沿った適切な手続き、方法で行われているかを確認します。

4 委員会の構成メンバーは、法人代表、管理者、計画作成担当者、看護職員等で構成します。なお、必要に応じて知見を有する第三者の助言を得るものとします。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針)

第3条 事業者は、年間研修計画に沿って「コンプライアンス研修」、「人権および虐待・身体拘束防止研修」等の研修を実施します。

- (1) 新規採用者には、入社時研修において「コンプライアンス研修」、「人権および虐待・身体的拘束等防止研修」を実施します。
- (2) 現任者には、年間研修計画に沿って「コンプライアンス研修」を年1回、「人権および虐待・身体拘束防止研修」を年2回実施します。
- (3) 管理者が「コンプライアンス研修」、「人権および虐待・身体拘束防止研修」等が必要と認めた場合は、随時実施します。

(事業所またはケアを提供する場で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 ケアの提供にあたっては、ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。(具体的な行為について以下のとおりです)

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような措置を行なう。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ちつかせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束等を行わずにケアするための3つの原則

(1) 身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因があり、ご利用者ではなく、ケアする側の関わりかたや環境に問題があることも少なくない。ご利用者個別の理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

(2) 以下の5つの基本的なケアを実行し、例えば、不穏な状態に陥る原因を除去したり、転倒リスク等を軽減することで、身体拘束によらないケアを提供する。

① 起きる

人は座り重力が上からかかることにより覚醒する。目を開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっていることがわかる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままであれば気持ち悪く、「おむついじり」等の行為につながる。

④ 清潔にする

きちんとお風呂に入ることを基本に、人は皮膚が不潔であれば、痒みの原因になる。そのため大声を出したり、夜眠れずに不穏な状態になったりもする。皮膚の清潔を保つことで快適になり、周囲も世話をしやすく、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する

ご利用者の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。具体的に音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビなどが考えられる。言葉の刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

(3) 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す。

身体拘束廃止を実現していく取組みは、事業所におけるケア全体の質の向上やご利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば「言葉による拘束」

などは心理的虐待であり、決して行ってはならない。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第 5 条 身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。なお、「ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」において身体拘束が認められているが、これは「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の 3 要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが慎重に実施されている場合に限る。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、ケアの工夫のみでは十分に対処できない一時的な事態に限定される。安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わないように慎重に判断する。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」に基づく要件、手続きに沿って慎重に判断する。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

以下の 3 要件すべてを満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

① 切迫性

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、ご利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、ご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、ご利用者等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法もご利用者の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、ご利用者の状態像に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

仮に 3 要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

① 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で組織として慎重に検討し、決定する。この場合でも委員会で議題として挙げて慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人的判断で行わない。身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様および時間、緊急やむを得ない理由を記録する。カンファレンス等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。ここでもご利用者個別のニーズに応じた個別ケアを検討する。

② ご利用者、家族への十分な説明

身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、ご利用者や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等のできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ずる者が行う。

仮に、事前にご利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明し、理解を得る。

③ 行政等への相談、報告

身体拘束を行う場合、地域包括支援センター等の行政に相談、報告する。ご利用者へのケアの中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得る。行政等に報告、相談することで、ケアの困難な事例に取組んで、組織的な虐待および身体拘束防止を推進する。

④ 身体拘束に関する事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様および時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、ご利用者および家族等に報告し、記録する。

具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについての情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の中で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し、行政の指導、監査においても閲覧していただけるようにする。各記録は、ご利用者のサービス利用が終了した日から5年間保管する。

(3) 身体拘束廃止未実施減算

以下の①～③を満たしていない場合、すべてのご利用者の基本報酬を減算する。身体拘束未実施減算が適用されて、発覚した月から改善が確認されるまで最低3カ月の期間、すべての利用者の介護報酬の1.0%が減算される。

① 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際のご利用者の心身の状況

- 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること(上記(2)の①②④)
- ② 委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ すべての従業者に対し、人権および虐待・身体拘束防止研修を採用時および年2回、定期的実施すること。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用および家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針)

第7条 身体拘束等をしないケアを提供していくためにケアに関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組む。

- (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (3) 高齢者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- (4) 認知症等であるということで安易に身体拘束等を行っていないか。
- (5) ケアの中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

2 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す。

「言葉による拘束」にも配慮し、ご利用者本位の真心と優しさのこもった「よりよいケア」を実現する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。